難病・小児指定医療機関の皆さまへ

医療受給者証 保険者名・保険者番号・適用区分の記載が廃止されます

難病・小児慢性特定疾病の医療受給者証から、保険者名・保険者番号および高額療養費の適用区分の記載が廃止されます。所得区分の確認のため、オンライン資格確認等システムの活用をお願いします。

◎患者さんがマイナ保険証を利用できる場合

患者さんがマイナンバーカードをカードリーダーに置くことで、オンライン資格確認等システムから資格情報の取得・取り込みができ、限度額適用区分情報を含めて確認できます。

◎患者さんが資格確認書を持参された場合

患者さんが提示した資格確認書を確認し、資格確認端末等でオンライン資格確認等システムに、保険者番号を入力することにより、資格情報の取得・取り込みができます。
この場合、限度額適用区分情報の提供については、**毎回窓口職員等が口頭等で患者さんから同意を取得する必要があります。**

◎患者さんが限度額適用認定証等を持参された場合

限度額適用認定証等に記載された所得区分を確認します。

所得区分が確認できない場合

オンライン資格確認未導入の医療機関、資格確認書を提示した患者が限度額適用区分情報の提供に不同意の場合や、患者からの限度額適用認定証等の提示がない場合等、所得区分が確認できない場合は、以下の取り扱いをお願いします。

	適用区分	特記事項への記載
① 70歳未満の者	適用区分ウ	不要
② 70歳以上の者（入院療養） （ただし、④の者を除く）	適用区分一般 ※1	要
③ 70歳以上の者（外来療養） （ただし、④の者を除く）	適用区分一般 ※1	要
④ 70歳以上の現役並み所得者	適用区分ア ※2	要

※1 ②③の「適用区分一般」とは、レセプト記載要領に基づき、**後期高齢者医療を除く70歳以上の者（2割負担）は「適用区分エ」、後期高齢者医療被保険者（2割負担）は「適用区分カ」、後期高齢者医療被保険者（1割負担）は「適用区分キ」**を指します。

※2 ④は、高齢受給者証等の提示により、指定医療機関において、**現役並み所得者であることが確認できた場合**となります。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
健康・生活衛生局難病対策課